

高額療養費制度の改定についてのお知らせ

このたび、国の制度改正に伴い、2026年8月1日診療分より高額療養費制度における自己負担限度額および仕組みが改定されることとなりました。8月1日以降にご入院・ご通院される際には、窓口での医療費のお支払い額が従来と異なる場合がございますので、あらかじめご確認いただきますようお願い申し上げます。

自己負担限度額の適用を受けるためには「マイナ保険証」のご利用または「限度額適用認定証」の窓口提示が必要となります。

ご不明な点やご質問がございましたら総合受付までお問い合わせください。

1. 70歳未満の患者さまの自己負担限度額(月額・年額)

	適用区分	自己負担限度額	年間上限額
区分ア	年収約1,160万円～	270,300円＋（医療費－901,000円）×1％ 多数回該当 140,100円	1,680,000円
区分イ	年収約770万円～1,160万円	179,100円＋（医療費－597,000円）×1％ 多数回該当 93,000円	1,110,000円
区分ウ	年収約370万円～770万円	85,800円＋（医療費－286,000円）×1％ 多数回該当 44,400円	530,000円
区分エ	年収約370万円以下	61,500円 多数回該当 44,400円	530,000円
区分オ	住民税非課税世帯	36,900円 多数回該当 24,600円	290,000円

2. 70歳以上の患者さまの自己負担限度額(月額・年額)

適用区分		外来 (個人ごと)		外来＋入院 (世帯ごと)	
		月額上限額	年額上限額	月額上限額	年額上限額
現役並み	Ⅲ 年収約1,160万円～			270,300円＋（医療費－901,000円）×1％ 多数回該当 140,100円	1,680,000円
	Ⅱ 年収約770万円～1,160万円			179,100円＋（医療費－597,000円）×1％ 多数回該当 93,000円	1,110,000円
	Ⅰ 年収約370万円～770万円			85,800円＋（医療費－286,000円）×1％ 多数回該当 44,400円	530,000円
一般	年収約156万円～370万円	22,000円	216,000円	61,500円 多数回該当 44,400円	530,000円
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	11,000円	96,000円	25,700円 多数回該当 24,600円	290,000円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円		15,700円	180,000円

2026年7月15日
医事課長